

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第271号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年8月16日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇にケイサイされた農地転用トラブルに関する（マスコミ対応記録）及び民間からの苦情対応含む書類全部 農林〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年8月30日、実施機関は、「令和5年7月24日付けマスコミ取材報告書」及び「令和5年7月28日付けマスコミ取材報告書」（以下これらを「本件書類」と総称する。）と特定し、記者の役職・氏名、取材の背景等及び参考を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年9月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和6年3月5日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「マスコミが取材した、取材背景等の黒ぬりと、参考の黒塗りは、本来、公開すべき資料であるので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の特定について

徳島県〇〇総合県民局農林水産部（〇〇庁舎）（以下「農林水産部〇〇」という。）

は、本件請求に係る書類を本件書類であると特定した。

2 公文書部分公開決定処分について

本件書類中の「記者役職・氏名」及び「取材の背景等」は、特定の個人を識別することができるものであり、また、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、第1号により非公開とした。

「参考」部分には、○○市農業委員会が農地転用事案についての対応を県に相談したことに対し、県の担当者が示した意見が記録されており、「県の機関と他の地方公共団体の機関相互間における協議に関する情報」にあたる。このような情報を公開すれば、今後、市から農地転用に関し県に相談があった場合に、「率直な意見の交換」ができなくなるおそれがあることから、第3号に該当する。

また、このような情報を公開すれば、今後、市から農地転用に関し県に相談があつた場合に、県は率直な意見や踏み込んだ意見を示すことができなくなり、市が行う「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることから、第4号にも該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は前記第3の2のとおり主張しているが、農林水産部○○は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上により、本件請求に対し、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月5日	諮問
令和7年9月26日 第1部会（第27回）	審議
同年 11月28日 第1部会（第29回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、○○に掲載された農地転用トラブルの記事に関するマスコミ対応記録及び民間からの苦情への対応記録のうち、農林水産部○○において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関（農林水産部○○）は、本件請求に係る公文書として、本件書類を特定し

本件処分を行っているのに対し、審査請求人は、本件書類のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、非公開とした部分に記録された情報が条例第8条第1号、第3号及び第4号に該当すると説明していることから、これらの情報が同条第1号、第3号及び第4号に該当するかを検討する。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

（1）条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されることはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

（2）条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、

公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

ア 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間

「県の機関」とは、知事をはじめとする執行機関（附属機関も含む。）、議会など県のすべての機関を指し、「国の機関」「他の地方公共団体の機関」についても同様である。これらに加え、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社について、それぞれの機関等の内部又は他の機関等との相互間という意味である。

イ 審議、検討又は協議に関する情報

県の機関等における意思決定は、協議や打合せを積み重ねた上でなされるのが通常であり、その過程においては、例えば原案作成前のフリートーキングに近い形のものから一定の責任者の段階での意思統一のための打合せ、有識者等外部を交えた審議、検討などさまざまな形のものが想定されるが、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

ウ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

エ 不當に

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であることをいう。

(3) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 条例の非公開情報の該当性について

(1) 記者役職・氏名及び取材の背景等について

記者役職・氏名は、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号に該当する。

また、審査会で令和5年7月24日付けマスコミ取材報告書を見分したところ、取材の背景等には、個別の農地転用案件の詳細が記載されており、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであると認められるから、取材の背景等は条例第8条第1号に該当する。

(2) 参考の記載について

審査会で本件書類を見分したところ、参考には、本件農地転用について〇〇市農業委員会から県に相談があり、県が回答した内容が記載されている。

ア 条例第8条第3号の該当性について

実施機関は弁明書において、県の機関及び他の地方公共団体の機関相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると説明している。

本件農地転用の許可は〇〇市農業委員会が行うものであり（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項、徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号。以下「特例条例」という。）第2条第2項、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則（平成19年〇〇市規則第7号））、〇〇市農業委員会は許可に当たって県と協議する必要はない。

しかし、実施機関に確認したところ、本件書類に係る農地の転用行為（以下「本件転用行為」という。）は、農地法の規定に基づく許可を受けることなく行われたものであり、県知事は当該行為に対する処分（農地法第51条第1項第1号）を行う権限を有していること（特例条例第2条第2項の表43の項参照）から、市が許可を行うに当たっては、本件転用行為への対応について県とのすり合わせを行う必要があることであり、この場合においては、市と県との間での率直な意見の交換を行い、相互に権限行使の調整を行うことが必要であると認められる。

また、農業委員会は市町村長から独立した行政委員会であり、農業者の代表として中立の立場で権限を行使するものであるから、意思決定の中立性の確保には十分に配慮する必要がある。

したがって、本件農地転用の許可の検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量すると、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であるといえ、参考の記載は条例第8条第3号に該当する。

イ 条例第8条第4号の該当性について

実施機関は、参考には、〇〇市農業委員会が農地転用事案についての対応を県に相談したことに対し、県の担当者が示した意見が記載されており、このような情報を公開すれば、今後、市から農地転用に関し相談があった場合に、率直な意

見や踏み込んだ意見を示すことができなくなり、市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

行政機関がその権限を行使する際に、国や他の地方公共団体に相談することは、一般的に行われており、相談を受けた国や他の地方公共団体は、その知見をもとに見解を示すことで、行政機関の適正な権限行使が確保されている。

○○市の区域に所在する農地の転用の許可（2ヘクタールを超える農地の転用に係るもの）は、○○市農業委員会が行うものであるが、当該事務は、権限移譲前は徳島県知事が行っていたものであり、県は、権限移譲をしていない部分については、現在でも農地法の規定に基づく許可を行う権限を有しており、権限移譲を受けた市からの相談に対して意見を示すことで、農地転用の許可の事務がより適正に行われているということができる。

市からの相談とこれに対する県の回答を公にすれば、今後、市から農地転用に關し県に相談があった場合に、県は率直な意見や踏み込んだ意見を示すことができなくなり、市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は十分に首肯できるものであり、参考の記載は条例第8条第4号に該当するものと認められる。

（3）小括

以上により、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分に記録された情報は、いずれも条例第8条第1号、第3号又は第4号の非公開情報に該当する。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	